

「食パラダイス鳥取県」魅力発信事業（爛椀グランプリ）企画運營業務仕様書

1 業務の名称

「食パラダイス鳥取県」魅力発信事業（爛椀グランプリ）企画運營業務（以下「本件業務」という。）

2 業務の目的

鳥取県産の日本酒を始めとする「食」の魅力を広く発信し、今後の県産日本酒及び食（以下「県産日本酒等」という。）の認知度・ブランド力の向上、販路開拓並びに誘客を図り、もって地域経済の活性化に資することを目的に、日本の伝統的食文化の一つであり、鳥取県産日本酒の「強み」の一つでもある「爛」と「食」を主題として、情報発信力の高い関係者等が集まる催事を開催する。

3 業務（実施）期間

契約締結日から令和7年2月28日までとする。

4 納入物品

契約の相手方（以下「受託者」という。）は、次の成果物を本件業務の完了の日から20日以内に、委託者（鳥取県農林水産部兼商工労働部市場開拓局販路拡大・輸出促進課をいう。以下同じ。）に提出すること。

(1) 業務完了報告書（紙媒体及び電子媒体）1部

(2) その他 委託者が必要と認める資料等

注1：電子媒体は、CD-R又はDVD-Rとする。

注2：電子媒体に格納するファイル形式は、Microsoft社のWord、Excel、PowerPoint又はAdobe社のPDF（ファイル内の文字検索が可能なこと。）のいずれかの形式で提出すること。

5 納入場所

成果物の納入場所は、以下のとおりとする。

〒680-8570

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局販路拡大・輸出促進課

6 業務処理責任者等の選任

受託者は、本件業務の処理について業務処理責任者（1名）及び業務担当者（1名以上）を定め、契約締結後速やかに委託者に報告すること。

業務処理責任者は、業務担当者の業務の状況を常に把握し、必要な指揮監督を行うとともに、委託者と緊密な連絡を保つものとする。

なお、業務処理責任者及び業務担当者は、受託者の他の業務と兼任させることは差し支えない。

7 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、別段の定めのあるものを除き、全て受託者の負担とする。

8 本件業務の実施内容

(1) 令和6年11月に鳥取県米子市内で「爛椀グランプリ」（以下「催事」という。）を開催すること。

(2) 催事に協力する各県内日本酒製造事業者（以下「県内酒蔵」という。）の日本酒ごとに合う鳥取県の「食」の組み合わせ（各賞）や予め設定する県産日本酒及び鳥取県の食に合う爛付けの技術を競う競技とその表彰を行うこと。

(3) 参加者については、情報発信力の高い者（日本酒・食に関するメディア関係者、日本酒に関する飲食店、酒販事業者、インフルエンサー等。以下「高発信層」という。）を重点的に集めるとも

に、催事の取材等を促進し効果的な情報発信を図ること。

- (4) 話題性が高く、高発信層の参加及びメディアでの露出を促進する競技・催しを企画運営すること。
- (5) 具体的業務内容
 - ア 催事開催に関する企画運営・調整業務
 - イ 催事に必要な県内酒蔵、飲食店等の協力と参画確保
 - ウ グランプリ（大賞）等の賞品の調達
 - エ 会場（米子コンベンションセンター多目的ホールを想定）設営（音響、映像、看板、会場装飾、会場使用料等を含む。）、機材・オペレーターの手配等の業務
 - オ 進行管理、演出等の業務
 - カ 台本、スライド、音源、パネル等制作に関する業務
 - キ 出演者（審査員・ゲスト等）のキャスティング及びそれに付随する業務
 - ク 広報宣伝（開催告知、広報物の制作等を含む。）に関する業務
 - ケ その他、関係する諸経費並びに上記業務に付随する業務
- (6) 業務実施上の留意点
 - ア 準備、会場施設の手配、運営スタッフの手配、進行管理、催事当日運営等の一切の業務を受託者が行うこと。
 - イ 燗酒文化の普及、県産日本酒等の特徴・魅力及び協力飲食店の周知にもつながる企画とすること。
 - ウ 審査員には燗酒の魅力を語ることでできる居酒屋探訪家、著述家等知名度、発信力のある者を起用すること。
 - エ 賞品のうち、グランプリ（大賞）については上原浩氏の語録「酒は純米 燗ならなお良し」をデザインした平杯を含むものとする（委託者が調達し支給する）。
 - オ 参加者等に対してアンケート等を行い、本県地酒と食の振興に資する情報（分析データ、今後の課題等）の抽出を行い、鳥取県、鳥取県酒造組合等に対して本県の地酒や食の振興・普及施策について参考となる情報提供を行うこと。
- (7) 契約締結後、事業計画書（実施までの手配や催事の検証までのスケジュール等（様式任意））をあらかじめ提出すること。

9 本件業務の調査等

委託者は、必要があると認めるときは、本件業務の履行状況について調査し、委託者の職員を立ち合わせ、又は受託者に報告を求めることができる。この場合において、受託者は、これに従うこと。

10 本件業務の実施方法及び遂行体制

- (1) 受託者は、本件業務の遂行に当たり、十分な能力を持つ要員を従事させること。
- (2) 委託者は、要員がその職務の執行について不相当と認めるときは、受託者に対しその変更を求めることができる。
- (3) 受託者は、委託者の指示に従い本件業務を実施すること。
- (4) 本件業務に関わる細部の仕様等については、委託者と受託者の協議の上決定する。

11 機密情報の取扱い

- (1) 受託者及び受託者の使用人並びに鳥取県の承認を得て再委託された場合の再委託先及びそれらの使用人（以下「受託者等」という。）は、本件業務の履行に関して知り得た情報を機密情報として扱い、他の目的に使用し、又は第三者に開示し、若しくは漏えいしてはならない。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次に掲げる情報については、特に定めがない限り、機密情報として扱わないものとする。
 - ア 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報で、情報の開示について当該第三者の書面による承諾を得た情報
 - イ 受託者が機密情報を利用することなく独自に開発した情報
 - ウ 公知のもの、又は委託者若しくは第三者から得た後、受託者の責めによらないで公知となった

た情報

- (3) 受託者は、受託者等が(1)の規定に違反し、委託者又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- (4) (1)から(3)の規定は、この本件業務の満了又は本件業務に係る契約の解除等契約終了事由のいかんを問わず、この契約終了後もその効力を有する。
- (5) 20の(4)の規定は、機密情報の提供、返却等の授受について準用する。
- (6) 機密情報のうち個人情報に該当する情報については、27の規定が本規定に優先して適用されるものとする。

12 任意解除

- (1) 委託者は、13又は14の規定によるほか、必要があるときは、本件業務に係る契約を解除することができる。
- (2) 委託者は、(1)の規定により本件業務に係る契約を解除する場合、契約解除の2月前までに文書により受託者に通知する。この場合において、受託者に損害を及ぼしたときは、受託者はその損害の賠償を請求することができる。なお、その賠償額は、委託者と受託者とが協議して定める。

13 催告による解除

- (1) 委託者は、受託者が次のアからエまでのいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
 - ア 正当な理由なく、始期を過ぎても本件業務に着手しないとき。
 - イ 本件業務を遂行する見込みがないとき又は本件業務を業務（実施）期間内に履行する見込みがないと認められるとき。
 - ウ 正当な理由なく、22の(1)の履行の追完がなされないとき。
 - エ アからウまでに掲げる場合のほか、本件業務に係る契約に違反したとき。
- (2) 受託者は、(1)の規定により本件業務に係る契約を解除された場合、違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を委託者に支払わなければならない。ただし、本件業務に係る契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

14 催告によらない解除

- (1) 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本件業務に係る契約を解除することができる。
 - ア 本件業務の履行不能が明らかであるとき。
 - イ 本件業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - ウ ア又はイに掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が13の(1)の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - エ 受託者又はその代理人若しくは使用人が本件業務に係る契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条に違反する行為又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条に規定する行為をしたと認められるとき。
 - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - カ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
 - (ア) 暴力団員を役員等（受託者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

- (イ) 暴力団員を雇用すること。
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。
- (2) 受託者は、(1)の規定により本件業務に係る契約を解除された場合、違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を委託者に支払わなければならない。ただし、本件業務に係る契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

15 解除の制限

13の(1)のアからエまで及び14の(1)のアからウまでの規定に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、14又は15の規定による契約の解除をすることができない。

16 賠償の予定

受託者が14の(1)のエに該当する行為をしたと委託者が認めたときは、委託者が本件業務に係る契約を解除するか否かを問わず、受託者は、賠償金として委託料の額の10分の2に相当する金額を委託者に支払わなければならない。

17 完了報告書及び検査

- (1) 受託者は、本件業務の完了の日から20日以内に4に定める納入物品を5に定める納入場所に提出し、委託者の検査を受けること。
- (2) 委託者は、4に定める納入物品を受理したときは、受理した日から10日以内にその内容を検査し、合格と認めたときはその旨を受託者に通知する。

18 委託料の支払

- (1) 受託者は17の(2)の通知を受理した後、委託者に対して委託料を請求するものとする。
- (2) 委託者は、受託者から(1)に規定する請求を受けたときは、正当な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受託者に支払わなければならない。
- (3) 委託者が正当な理由なく(2)に規定する支払期限までに支払を完了しないときは、受託者は、遅延日数に応じ未払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

19 権利義務の譲渡等の禁止

受託者は、本件業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供しないこと。ただし、あらかじめ鳥取県の承認を得た場合は、この限りではない。

20 資料提供

- (1) 受託者から委託者に対し、本件業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合は、委託者と受託者が協議の上、委託者は受託者に対し、無償でこれらの提供を行う。
- (2) 受託者は、委託者から提供された本件業務に関する資料等を善良なる管理者の注意をもって管理し、保管し、かつ、本件業務以外の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- (3) 受託者は、本件業務に係る契約が満了し、若しくは解除されたとき、又は資料等が本件業務遂行上不要となった場合、遅滞なく資料等を委託者に返還し、又は委託者の指示に従った処置を行う

ものとする。

- (4) 委託者及び受託者は、(1)から(3)における資料等の提供、返還その他処置等について、書面をもってこれを行うものとする。

21 著作権等

- (1) 本件業務に関する成果物の所有権は、原則として委託者に帰属する。
- (2) 本件業務により新たに作成された著作物（主に上記「8 本件業務の実施内容」により作成したポスター、催事に係る制作物、特設WEBサイト等の著作物をいう。以下同じ。）に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）その他知的財産権は、受託者に対する委託料の支払の完了をもって委託者に帰属するものとする。
- (3) (2)の規定にかかわらず、受託者又は再委託先が本件業務にかかわらず従前から有していた権利は、受託者等に留保される。ただし、受託者に留保される権利のうち、受託者が委託者に対して納品した成果物に含まれるものについては、当該成果物を合理的な範囲で利用する目的において無償かつ無期限で利用することを許諾されたものとみなす。
- (4) 受託者は、所有権、著作権及び肖像権を次のアからウに従って処理すること。
- ア 制作物は他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
- イ 本件業務に関する所有権及び著作権は、全て委託者に帰属すること。ただし、受託者が従来から権利を有していた固有の知識、技術に関する権利（以下「権利留保物」という。）は、受託者に留保され、この場合、委託者は権利留保物を非独占的に使用できる。
- ウ 使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。
- (5) 当該コンテンツが、第三者の著作権その他の諸権利を侵害するものであった場合、(4)の手続に不備があった場合その他受託者の責めに帰する事由により原著作物の著作者等と委託者との間に紛争が生じた場合は、これによって生じる責任の一切は、受託者が負うこと。

22 追完請求権

- (1) 本件業務の成果物の引渡しを受けた後において、当該成果物が本件業務に係る契約書及び本仕様書で定める内容に適合しないものであるときは、受託者に対して相当の期間を定めて委託者の指示した方法により成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- (2) (1)の規定により委託者が相当の期間を定めて履行の追完を請求し、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は受託者に対して代金の減額を請求することができる。
- (3) (1)及び(2)の規定は、委託者が受託者に対して行う損害賠償の請求及び契約の解除を妨げるものではない。

23 特許権等の使用

受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担するものとする。

24 損害賠償

受託者は、その責めに帰する理由により、本件業務の実施に関し委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

25 守秘事項等

- (1) 本件業務における成果物（中間成果物を含む。）については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用したりしてはならない。

- (2) 本件業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) (1)及び(2)の規定は、本件業務が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

26 再委託の禁止

- (1) 受託者は、委託者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
- (2) 委託者は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
 - ア 再委託の契約金額が本件業務に係る委託料の額の50パーセントを超える場合
 - イ 再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合

27 個人情報の保護

- (1) 受託者は、本件業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに係る特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない
- (2) 受託者は、26の規定により本件業務を委託者の承認を受けて第三者に再委託する場合は当該再委託先に対して、特記事項を遵守させなければならない。

28 専属的合意管轄裁判所

本件業務に係る訴訟の提起又は調停（委託者、受託者協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

ただし、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第6条第1項に規定する場合については、大阪地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

29 その他

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(別記)

個人情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1条 受託者は、この本件業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受託者は、本件業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、本件業務に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、本件業務に係る契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外保有・利用の禁止)

第3条 受託者は、本件業務の目的以外の目的のために、本件業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 受託者は、委託者の承諾があるときを除き、本件業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。

(再委託等の禁止)

第5条 受託者は、本件業務を第三者（受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者が書面により承諾した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合、受託者は、本件業務に係る契約により受託者が負う個人情報の取扱いに関する義務を同項本文の第三者（以下「再委託先」という。）にも遵守させなければならない。この場合において、受託者は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

(個人情報の引渡し)

第6条 本件業務に関する委託者と受託者間の個人情報の引渡しは、委託者が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 受託者は、本件業務を行うために委託者から個人情報の引渡しを受けるときは、委託者に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

(複製・複写の禁止)

第7条 受託者は、委託者の承諾があるときを除き、本件業務において利用する個人情報（業務を行うために委託者から引き渡され、又は受託者が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複製し、又は複製してはならない。

(安全管理措置)

第8条 受託者は、本件業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、委託者と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」という。）の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(事故発生時における報告)

第9条 受託者は、本件業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る受託者の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに委託者に対し報告し、その指示に従わなければならない。

2 委託者は、本件業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(個人情報の返還等)

第10条 受託者は、本業務に係る契約又は本件業務の終了時に、本件業務において利用する個人情報を、直ちに委託者に対し返還し、又は引き渡すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本件業務に係る契約又は本件業務の終了時に、委託者が別に指示したときは、受託者は、本件業務において利用する個人情報の廃棄（消去を含む。以下同じ。）を行うものとする。この場合において、受託者は、個人情報の廃棄に際し委託者から立会いを求められたとき

は、これに応じなければならない。

3 受託者は、本件業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

4 受託者は、本件業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、委託者の求めに応じて、当該記録の内容を委託者に対し報告しなければならない。

(定期的報告)

第11条 受託者は、委託者が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について書面で報告しなければならない。第5条第1項ただし書により再委託先がある場合も、同様とする。

(監査)

第12条 委託者は、本件業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、受託者（再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。）に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して、必要な情報を求め、又は本件業務に関し必要な指示をすることができる。

(損害賠償)

第13条 受託者の責めに帰すべき事由により、受託者が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

2 受託者又は受託者の従事者（再委託先及び再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、本件業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、受託者は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

3 前項の場合において、委託者が受託者に代わって第三者の損害を賠償したときは、受託者は遅滞なく委託者の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14条 委託者は、受託者が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めたときは、本件業務に係る契約の全部又は一部を解除することができるものとする。